

〔平 14. 5 . 10 〕  
〔基礎小 13 - 8 〕

# 資 料

国 税 庁

# 目 次

## 1 国税庁の使命等

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 国税庁の使命 .....          | 1 |
| 国税庁定員の推移 .....        | 2 |
| 国税庁の定員 .....          | 3 |
| 国税庁予算の推移（決算ベース） ..... | 4 |

## 2 簡素化・明確化

|                   |   |
|-------------------|---|
| 所得控除の概要 .....     | 5 |
| 非営利法人課税について ..... | 6 |

## 3 適正化・公平化

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 法定調書の種類 .....             | 7  |
| 金融取引等に係る法定調書（イメージ図） ..... | 8  |
| 電子商取引の進展・電子商取引の特徴 .....   | 9  |
| 租税条約に基づく情報交換 .....        | 10 |

# 国 税 庁 の 使 命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

## 任 務

・ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

### 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

#### (1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

#### (2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
  - イ 関係法令を適正に適用する。
  - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
  - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

### 2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

### 3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

## 行 動 規 範

・ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

#### (1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

#### (2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

## 今 後 の 取 り 組 み

・ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

国 税 庁 定 員 の 推 移

| 年度 | 定 員    | 増 減     | 年度 | 定 員    | 増 減   |
|----|--------|---------|----|--------|-------|
|    | 人      | 人       |    |        | 人     |
| 24 | 60,495 |         | 51 | 52,527 | 87    |
| 25 | 61,700 | 1,205   | 52 | 52,627 | 100   |
| 26 | 61,200 | △ 500   | 53 | 52,698 | 71    |
| 27 | 52,032 | △ 9,168 | 54 | 52,798 | 100   |
| 28 | 51,771 | △ 261   | 55 | 52,789 | △ 9   |
| 29 | 50,289 | △ 1,482 | 56 | 52,789 | -     |
| 30 | 50,334 | 45      | 57 | 52,816 | 27    |
| 31 | 50,334 | -       | 58 | 52,825 | 9     |
| 32 | 50,334 | -       | 59 | 52,841 | 16    |
| 33 | 50,381 | 47      | 60 | 52,852 | 11    |
| 34 | 50,466 | 85      | 61 | 52,916 | 64    |
| 35 | 50,466 | -       | 62 | 53,145 | 229   |
| 36 | 50,734 | 268     | 63 | 53,519 | 374   |
| 37 | 50,951 | 217     | 元  | 54,376 | 857   |
| 38 | 50,951 | -       | 2  | 55,029 | 653   |
| 39 | 50,951 | -       | 3  | 55,679 | 650   |
| 40 | 51,151 | 200     | 4  | 56,230 | 551   |
| 41 | 51,151 | -       | 5  | 56,589 | 359   |
| 42 | 51,151 | -       | 6  | 56,752 | 163   |
| 43 | 51,151 | -       | 7  | 56,961 | 209   |
| 44 | 51,305 | 154     | 8  | 57,108 | 147   |
| 45 | 51,325 | 20      | 9  | 57,202 | 94    |
| 46 | 51,334 | 9       | 10 | 57,199 | △ 3   |
| 47 | 52,027 | (注) 693 | 11 | 57,100 | △ 99  |
| 48 | 52,173 | 146     | 12 | 56,916 | △ 184 |
| 49 | 52,313 | 140     | 13 | 56,718 | △ 198 |
| 50 | 52,440 | 127     | 14 | 56,466 | △ 252 |

(注) 47年度の増員数「693」のうち「492」は、沖縄分の増員数である。

# 国税庁の定員

平成14年3月末現在

|         |      |        |
|---------|------|--------|
| 個人調査関係  |      | 16,592 |
| 法人調査関係  | 一般法人 | 15,013 |
|         | 大法人  | 2,128  |
| 酒税調査等関係 |      | 1,870  |
| 査察関係    |      | 1,363  |
| 資料収集等関係 |      | 1,444  |
| 徴収関係    |      | 8,224  |
| 総務関係    |      | 6,984  |
| その他     |      | 3,100  |
| 計       |      | 56,718 |

備考 1. 総務関係には、税務相談官、税務広報広聴官、庁局の部次長、署長・副署長等を含む。

2. その他は、税大・審判所・行(二)に係る定員である。

国 税 庁 予 算 の 推 移 ( 決 算 ベ ー ス )

| 年度 | 金 額     | 内 人 件 費 |        |
|----|---------|---------|--------|
|    | 百万円     | 百万円     | (%)    |
| 元  | 509,286 | 410,494 | (80.6) |
| 2  | 518,054 | 424,939 | (82.0) |
| 3  | 537,395 | 437,145 | (81.3) |
| 4  | 556,644 | 451,562 | (81.1) |
| 5  | 575,128 | 467,163 | (81.2) |
| 6  | 602,972 | 480,436 | (79.7) |
| 7  | 619,760 | 493,740 | (79.7) |
| 8  | 661,742 | 504,120 | (76.2) |
| 9  | 667,219 | 520,863 | (78.1) |
| 10 | 685,794 | 539,017 | (78.6) |
| 11 | 685,734 | 544,586 | (79.4) |
| 12 | 694,255 | 552,405 | (79.6) |
| 13 | 715,137 | 562,298 | (78.6) |
| 14 | 732,838 | 575,354 | (78.5) |

(注) 平成13年度は補正後予算ベース、平成14年度は当初予算ベースである。

# 所得控除の概要

## ○ 人的控除の概要

| 控除の種類     | 対象者                                                          | 控除額                                                                 | 本人の所得要件                         |
|-----------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 障害者控除     | ・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合                             | 27万円                                                                |                                 |
| (特別障害者控除) | ・ 上記の者が特別障害者である場合                                            | 40万円                                                                |                                 |
| 老年者控除     | ・ 本人が65歳以上の者                                                 | 50万円                                                                | 年間所得1,000万円以下                   |
| 寡婦控除      | ・ 老年者に該当しない者で、<br>①夫と死別したもの<br>②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 | 27万円                                                                | ①の場合<br>年間所得500万円以下             |
| (特定の寡婦加算) | ・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの                                         | +8万円                                                                | 年間所得500万円以下                     |
| 寡夫控除      | ・ 老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者                    | 27万円                                                                | 年間所得500万円以下                     |
| 勤労学生控除    | ・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等                                     | 27万円                                                                | 年間所得が65万円以下<br>かつ給与所得等以外が10万円以下 |
| 配偶者控除     | 控除対象配偶者                                                      | ・ 生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者<br>38万円                            |                                 |
|           | 老人控除対象配偶者                                                    | ・ 年齢が70歳以上の控除対象配偶者<br>48万円                                          |                                 |
|           | (同居特別障害者加算)                                                  | ・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合<br>+35万円                                  |                                 |
| 配偶者特別控除   | ・ 生計を一にする配偶者                                                 | 最高38万円 (配偶者の年齢による)                                                  | 年間所得1,000万円以下                   |
| 扶養控除      | 扶養親族                                                         | ・ 生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者<br>38万円                            |                                 |
|           | 特定扶養親族                                                       | ・ 年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族<br>63万円                                        |                                 |
|           | 老人扶養親族                                                       | ・ 年齢が70歳以上の扶養親族<br>48万円                                             |                                 |
|           | (同居特別障害者加算)<br>(同居老親等加算)                                     | ・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合<br>+35万円<br>・ 老人扶養親族が本人と同居している場合<br>+10万円 |                                 |
| 基礎控除      | ・ 本人                                                         | 38万円                                                                |                                 |

## ○ その他の所得控除の概要

| 控除の種類        | 概要                                                        | 控除額の計算方式                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雑損控除         | ・ 住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除     | 次のいずれか多い方の金額<br>① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10%<br>②災害関連支出の金額-5万円                                                                                                                                                   |
| 医療費控除        | ・ 納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除                 | $\left[ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right] = \text{医療費控除額 (最高限度額 200万円)}$ |
| 社会保険料控除      | ・ 社会保険料を支払った場合に控除                                         | 支払った社会保険料の額                                                                                                                                                                                                            |
| 小規模企業共済等掛金控除 | ・ 小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除    | 支払った掛金の額                                                                                                                                                                                                               |
| 生命保険料控除      | ・ 生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除                                | ①支払った生命保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円)<br>②支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除 ( " )                                                                                                                                                        |
| 損害保険料控除      | ・ 損害保険料を支払った場合に控除                                         | 支払った損害保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額 短期3千円、長期1万5千円)                                                                                                                                                                              |
| 寄付金控除        | ・ 特定寄付金を支出した場合に控除<br>※政党等寄付金については、政党等寄付金特別控除 (税額控除) と選択適用 | $\left[ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①特定寄付金の合計額} \\ \text{②年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right] - 1\text{万円} = \text{寄付金控除額}$                                                                      |

# 非営利法人課税について

## 1 非営利法人課税の現状等

- 公益法人等に該当する各種団体の行う事業内容が拡大し、かつ多様化している中で、収益事業と非収益事業の判断が困難
- 多額の利益が生じているにもかかわらず非収益事業であるため課税対象とならないケースが存在

## 2 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて (平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)

「公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う」

## 3 収益事業の範囲（法人税法施行令第5条）

| 収 益 事 業   |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 1 物品販売業   | 12 出版業    | 23 浴場業      |
| 2 不動産販売業  | 13 写真業    | 24 理容業      |
| 3 金銭貸付業   | 14 席貸業    | 25 美容業      |
| 4 物品貸付業   | 15 旅館業    | 26 興行業      |
| 5 不動産貸付業  | 16 料理飲食店業 | 27 遊技所業     |
| 6 製造業     | 17 周旋業    | 28 遊覧所業     |
| 7 通信業、放送業 | 18 代理業    | 29 医療保健業    |
| 8 運送業     | 19 仲立業    | 30 技芸教授業    |
| 9 倉庫業     | 20 問屋業    | 31 駐車場業     |
| 10 請負業    | 21 鉱業     | 32 信用保証業    |
| 11 印刷業    | 22 土石採取業  | 33 無体財産権提供業 |



## 法定調書の種類

### 【所得課税に関するもの】

#### I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 自己の株式の取得等の場合の支払調書
- 8 名義人受領の利子所得の調書
- 9 名義人受領の配当所得の調書

#### II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 10 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 11 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 12 交付金銭等の支払調書
- 13 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 14 特定新株予約権等の付与に関する調書
- 15 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書
- 16 新株予約権の行使に関する調書
- 17 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書
- 18 特定口座年間取引報告書
- 19 商品先物取引に関する調書

#### III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 20 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 21 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 22 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 23 生命保険契約等の年金の支払調書
- 24 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 25 損害保険契約等の年金の支払調書
- 26 無記名割引債の償還金の支払調書
- 27 特定短期国債等の償還金の支払調書

#### IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 28 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 29 損害保険代理報酬の支払調書
- 30 不動産の使用料等の支払調書
- 31 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 32 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 33 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 34 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

#### V 非居住者に関するもの

- 35 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 41 非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書

#### VI その他

- 42 信託の計算書

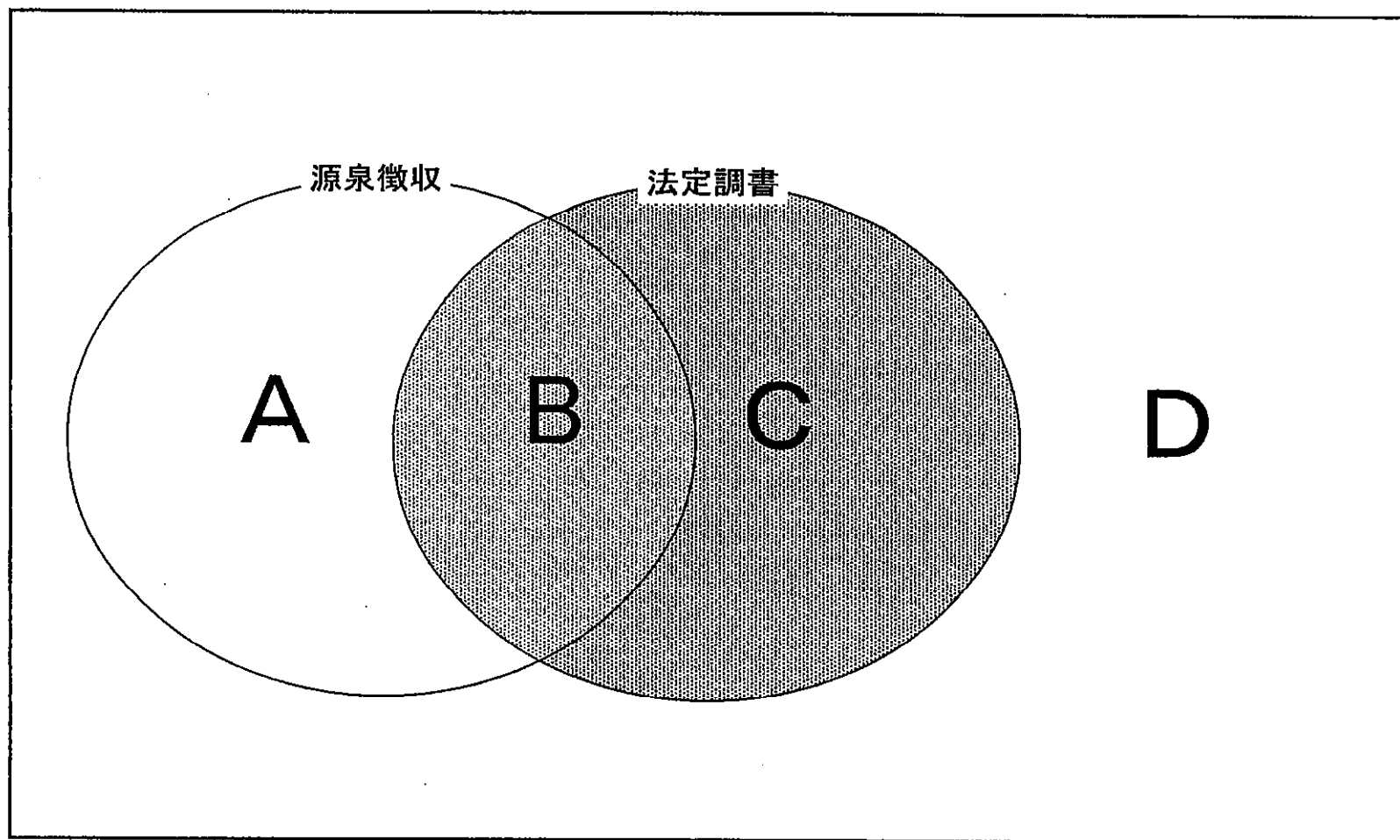
### 【資産課税に関するもの】

- 1 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 2 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 3 退職手当金等受給者別支払調書
- 4 信託に関する受益者別（委託者別）調書

### 【その他】

- 1 国外送金等調書

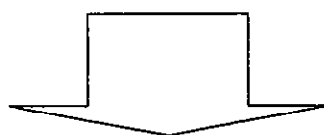
## 金融取引等に係る法定調書（イメージ図）



- A: 源泉徴収（＝源泉分離課税）（個人に対する預貯金利子、公社債利子等）
- B: 源泉徴収 ＋ 法定調書（株式の配当等）
- C: 法定調書（株式等の譲渡、商品先物取引等）
- D: 上記以外（デリバティブ取引等）

## 電子商取引の進展

- インターネットの普及等を背景として電子商取引が急速に進展



## 電子商取引の特徴

- 取引が広域化、国際化  
電子商取引には国境等が存在しないことから、事業者の海外への進出が促進されるなど、ネットワークを通じて取引が広域化、国際化
- 事業者の把握及び特定が困難  
店舗、資金がなくても、誰でも参入できるほか、取引の匿名性が高く、納税者の把握及び特定が困難
- 取引記録の把握・確認が困難  
データの消去が容易であるほか、電子的な取引情報等は把握・確認が困難

## 租税条約に基づく情報交換

- 税当局間の情報交換は、国際的取引について適正・公平な課税を実現する手段として重要。
- 現在、わが国が締結する 44 の租税条約において情報交換条項を規定。
- 近年の国際化・情報化の進展に伴い、国際的に情報交換の重要性に対する認識が増大。
  - (参考) OECD は、加盟国に対し、租税条約相手国から情報交換の要請があった場合、被要請国が当該情報を自国の課税上必要としなくとも、これを収集・提供できる体制を整備することを要請。